

かほろの 議会だより

3月
定例会

No. 50

平成18年
4月25日

題字 上富良野高等学校 書道部 2年 小関直哉

いしずえ大学入学式



主な記事

平成18年度 各会計予算を可決 ②

ごみ手数料条例特別委員会審査報告 ⑥

男女共同参画基本計画の策定など5議員が一般質問 ⑧

これからどうする？ 3「消防」 ⑭



平成18年度各会計予算を可決

一般会計総額67億1千8百万円 前年度対比6億4千4百万円減

予算特別委員会で
厳しい質疑を展開

平成18年度各会計予算案は、3月3日に執行方針とあわせて上程されました。

なお十分な審議を要するため、予算特別委員会を設置して、3月13、14、15、16日の4日間開催され、厳しい財政状況の中、限られた予算に対して、その編成に対する考え方効果等について主眼を置く中で、削減による住民サービスの内容、受益者負担と公平性について、今までにない厳しい質疑が展開されました。

なお、審査意見の内容は5ページに掲載のとおりです。

新年度予算の内容は、一般会計においては、総額67億1千8百万円となり、前年度当初予算対比で、8.7%の減となった。また、特別会計、企業会計を含めた総額は116億4千998万2千円となり、前年度当初予算対比で4.8%の減、金額では5億8千241万1千円減額の財政規模となりました。

反対

地方自治の役割というのは、文字通り住民の暮らしや福祉を守るという立場に立つという事である。しかし町は今回の財政措置のなかで明らかなように、財政難という形のなかで応分の負担、あるいは受益者負担という形で共に苦しみをかち合おうという事を言っているが、しかしどこまで我慢すればそれが改善できるのかという点では、いっこうに明るい兆しすら示していないのが実情ではないか。今後行われようとしている民間委託の問題、手数料の引き上げ、これらによって、どれほどに住民が苦しめられるのか。この事を考えた時に改めて今回の財政措置というのが本当に苦肉の策とはいえず、住民の立場に立つた予算編成になっていないという事は明らかだと考え反対する。

討論

(一般会計)

賛成

18年度の一般会計予算案において、限りある基金を2億6千8百万円も取り崩さなければ予算編成が出来ない状況は、決して健全とはいえませんが、昨今の時代の変化からすると厳しく限られた財源を効果的に活かされ、可能な範囲で予算措置されていると判断するものであり、現在の財政状況から見るとやむを得ないと理解する。以前の予算特別委員会や決算特別委員会の審査意見が、予算編成及び行政執行において十分反映されているとは言えませんが、今回の予算特別委員会の経過や提出されている審査意見書等その内容を十分踏まえた上で、更なる改革のもと行政執行されていくものと判断し一般会計予算案に賛成する。

平成18年度各会計予算の概要 (単位 千円/%)

会計別	予算額	前年比
一般会計	67億1,800万0	8.7
国民健康保険特別会計	11億5,963万0	2.3
老人保健特別会計	11億5,467万0	1.3
介護保険特別会計	6億6,939万6	2.6
簡易水道事業特別会計	9,677万5	44.7
公共下水道事業特別会計	3億5,830万0	1.6
ラベンダーハイツ事業特別会計	2億9,400万0	4.6
水道事業会計	2億8,703万6	15.3
病院事業会計	9億1,217万5	4.4
合計	116億4,998万2	4.8

賛成

医療保険制度の性格上、相互扶助の精神に則っているため、保険税として個々人が負担し、それぞれの個々人が給付を受けており、当町においても介護2号被保険者については減少傾向にあり、税収が大きく伸びる見込みがないことから、将来における持続可能な介護保険制度の確立を図るために介護納付金分にかかる税率改正はやむを得ないものと理解し賛成する。

反対

所得税法の改正等によって自動的に国保税の負担が増えるという状況も考えられる。この介護部分における税率の引き上げは、あまりにも住民に負担を求めるといふ点では問題が多いと考える。所得割、資産割等を据え置く、あるいは所得割、均等割を低くする必要がありと考える。今回の引き上げに対しては、一般会計繰入れや基金の取り崩し等によって財源を確保すれば引き上げをしなくても良いと考え反対する。

討論

(国保会計)

予算特別委員会での質疑から

税制改正

に伴う増収分について、利用料の軽減等住民に還元できないか。

福祉・教育等の予算を従前の事業を継承できたと認識している。

地方消費税交付金

が昨年より減額されているが、その算定基準と課税限度額が1千万円まで引き下げられ税収は増えると考えられるが、交付金には反映されないのか。

消費税額の25%程度を算定根拠にしている。

その内の2分の1を人口と従業者数で按分して交付される。前年度の計上額が過大であったため減額となった。

未利用教職員住宅

を転用して再利用を。

住宅の現状からまだ利用価値があると考える。

住宅機能として活用できる範囲のなかで多方面にわたる活用方法を積極的に検討したい。

ごみ袋の広告料

規格はどのようになっているのか。例えば業者何件分がそこに記載されるのか。年間いくらの掲載料を頂くのか。

今年度から収集ごみの指定容器広告料という事で印刷は見易い場所です。

ザイン等は今後検討し、45リットの袋10万枚で33万円、30リットの袋8万枚で21万6千円で設定している。

通信運搬費

が昨年より30万円減っているが、どのような方法でやっているのか。今年は違う方法を考えているのか。

毎月2回の定期発送時に職員が直接町内会長等にお届けする支援体制を去年の5月から実施している。

新総合行政システム

の導入の経緯とそれによる経費の節減効果は。

住民情報をベースにした税、国保、介護保険などを総合的なシステムで

事務処理をするため導入した。統計など今まで業務を外注していたものを直接処理できるようになり、総体経費は縮減して効率的な運用が図られる。

北の大文字

事業に対する補助金が削減されているが、地域のイベントとしての評価は。

来年で20年の節目という事でそれまでは、行政として援助していく。

それ以後は自ら運営していただけなのか実行委員会と協議している。行財政改革のなかにおいては、縮小・廃止という方向性を定めている。

地域イベントとして考えて、花と炎の四季彩まつり、雪まつりの実行委員会を包括してその中に予算措置をして対応していく事と考えている。

多世代交流センター

のトイレを改修するのは、将来を見通して建てた施設だと思いが。

急激な少子化により保育所を閉鎖し、地域で今後利用を進めていく上で

対処するものである。

障害者自立支援

に関する意向調査を行って対処するというのが前提になっているが今後の対応は。負担軽減の問題では、本人が申請しなければ減免適用も受けられないので、事細かに周知する必要があると思いが。

障害者福祉計画については、意向調査を含めてこの1年で作り上げる予定である。実際に受けられない町民の皆様には不安のないように最大限の努力を払いたい。

一時保育の制度化

については、21年度をめどに整備したいとの事だが、どういった問題点があるのか。

臨時に保育をお願いしたいという方には、通常の保育ベースのなかで受け入れをしている。今のスペースのなかで若干の余力はあるかと思いが、3つの施設で今後どのようにできるのか考えていきたい。



合併浄化槽の設置希望者の状況は。申し込みがあるうちは、助成策は続けるのか。国・道の補助はいつまで続くのか。

答 現在取りまとめ中だが、625名の方にご案内して23名の方の申し込みを頂いている。平成15年から総合計画により11年間という事で進めなければならぬと考えている。

予防接種の助成項目に水ぼうそう、おたふくを追加すべきでは。

答 少子化対策をどう位置付けするかという議論のなかで考えていくべき課題である。

東中ごみ埋立地の閉鎖以来どのように対処してきて、最終的にどういう姿をもってその処置が終わるのか。

答 閉鎖後は、富良野市等において工事残土等の搬入を行っている。傾斜地、法面については石で固めて水の流れを防いでいる。最終的に平成

20年には、植林をする計画である。

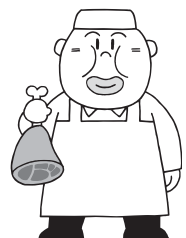
乳幼児の歯科予防

効果はどのようになっているのか。小学校まで歯磨き運動を展開していく事はどうか。

答 臨時の歯科衛生士を2名配置し、妊婦の口腔管理と6ヶ月、10ヶ月、1歳半、3歳児に歯科相談、口腔健診を実施、子育てサークルで学習する場を設定している。就学前にどれだけ意識付けが出来るかが将来に渡って大きな影響を持つと考え、そこに焦点を当てながら進めている。

地元特産品の奨励、販売できる体制づくり、クールなどの実施を。

答 数年前から地元農産物を使った加工品作りの芽が出てきている。今回加工施設を設置して加工品を作り販売する計画がある。



有害鳥獣対策

が高齢化して年々減っている状況だが、今後の支援・育成対策は。役場職員、自衛隊OBに資格を取らせ対応できるような体制を取るべきでは。

答 ハンターの養成は難しい課題であり、現在20名ぐらい猟友会として登録されているが、年間延べ200回以上出勤して頂いている職員も考えるべき事かと思うが、現在は猟友会にお願している。自衛隊OBにも声をかけていきたい。



シニックバイウェイ事業

の対応策は。

答 沿線の行政連絡会議も立ち上げており、今後それに付随した形で地元の観光協会との連携強化、民間の活動団体による活動が具体的にどういふものをしていくのか、はっきりした時点で広域の観光なり、地元自治体での連携を取ったなかで予算的あるいは人的支援が成熟していくと考える。

見晴台公園

は町民の憩いの場としても多く利用するということだが、町民を意識するのなら市街地側にも何台かの駐車場が必要では。

答 都市計画法に基づく街区公園ということで、規模的には大きくなく、開発局が整備した駐車場があるので、そちらを活用していただきたい。

除排雪経費

が30万円減っているが、除排雪計画はどうかかわるのか。今年独自に排雪を実施したところもあるが、各商店街、自治会に紹介して啓蒙すべきでは。

答 排雪の回数を1回とし、特に交差点などは重点的にパトロールして、排雪していきたい。今後創意工夫して対応を図り広報にも掲載し啓蒙していきたい。

特別支援教育

の検討委員会を立ち上げて研修会をやっていくということだが、特別支援教育コーディネーターの養成は。

17年度に検討準備委員会

を立ち上げ、特別支援教育の今後のあり方、コーディネーターの養成も充実していくよう支援、指導して参りたい。



清富小学校

閉校後の管理、今後の利用計画は。

答 管理は、住民会にお願いし、今後の活用については、住民会と話し合いを進めており、清富会館が老朽化しているので、一部を集会所として使用したいという意向があり、進め方を検討している。

上富良野小学校

の整備に向けた調査の結果概要は。

答 17年度の調査結果はまあだが、次期総合計画のなかで対処していく。

国保税の収納

について、コンビニエンスストアでの収納も検討するという事だが、住民が払いやすいように収納回数を10回に増やせないか。

答 コンビニエンスストアでの収納の実施は住民基本台帳を元にシステムの構築をする必要があり、費用対効果を検証しながら積極的に導入を図るよう検討したい。収納回数は、4回から6回にしたが、国保税の確定時期が7月のため、10回となると事前に準備徴収という形で実施しなくてはならなくなる。今後研究をさせて頂きたい。

診療費の未収金

解消のため入院者の保証人に対して督促を実施しているのか。

答 入院者の保証人に関する様子を改正し、16年度の入院費未納者に対して2件、17年度1件督促にあっている。

平成18年度予算執行に対して 次の審査意見を付す！

行財政運営

行財政改革の推進にあたっては、引き続き事務事業ごとに十分精査・検討を図られたい。
 税の収納については、職員の努力が見られるが、引き続き収納率向上に努力されたい。
 利用料・使用料等については、受益者負担のあり方を十分検討のうえ定められたい。
 有形・無形の町有財産の有効活用を図り、収入確保に努められたい。



補助金等

町単独補助金は、財政状況、時代背景を鑑み、関係団体と十分協議し、取り進められたい。
 負担金は、事業内容を精査し、削減に取り組みたい。

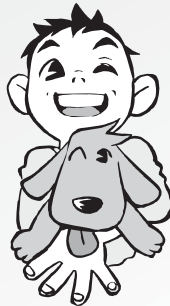


委託業務

公共施設の委託業務の積算にあたっては、十分その内容を精査されたい。
 指定管理者業務は、利用サービスを低下させないよう、受託者への適正管理に努められたい。

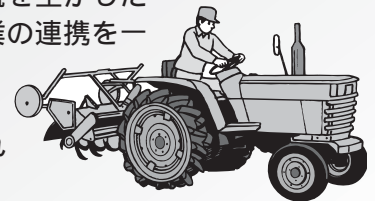
教育環境整備

将来のまちづくりの根幹をなす次世代を担う子どもたちの育成に最善の努力を図られたい。
 教員住宅のあり方と今後の活用について、十分検討されたい。
 清富小学校の閉校後の対応は慎重にあたられたい。
 特別支援教育は、一層の充実を図られたい。



産業振興

見晴台公園整備事業は、十分各関係団体と協議して有効活用を図られたい。
 自然と景観を生かした農業・商業の連携を一層深め、観光振興に努められたい。



保健衛生

住民検診の受診率の向上に努力が認められるが、さらに検査項目の拡大と未受診者の解消に努められたい。



住環境整備

除排雪にあたっては、住民生活の安全確保に留意されたい。



審査意見とは？
 本町は新年度予算について特別委員会に付託して審査することになっていきます。予算の議決において、町理事者に対して、審査意見を付して予算の執行に適正を期す様に求めたものです。

国保特別会計

国保税の収納率向上のため、納付回数の増を検討されたい。



町立病院

患者負担金などに関わる保証人制度を有効に活用するとともに、滞納者に対しては、適正に対処されたい。
 病院施設・経営の改善に努められたい。



手数料条例特別委員会審査報告

平成17年第4回定例会において、付託された「上富良野町手数料条例の一部を改正する条例」について審査の結果、原案の一部を修正し意見を付して可決すべきものと決定しました。

初めに建築確認申請等手数料の改正については、建築基準法の改正に伴うものであり賛成多数で原案のとおり可決し、一般廃棄物処理手数料の件については2日間質疑を行い、平成14年10月1日から有料化されて3年経過し、ごみの排出量は減少し、資源化ごみは増加しリサイクルが推進されているが、年々増高する廃棄物処理経費に対する負担の一部を受益者に求めることにより、町財政の健全化を図ることは、委員会としても受益者負担の公平性、ごみの減量化・資源化の推進などの観点から、値上げについてはある程度やむを得ないと判断をし、町が収集、運搬、処理する場合の可燃ごみと不燃ごみについては、一般町民の負担軽減から約50%の値上げ率を16.7%に引き下げ、粗大ごみと処理施設に直接搬入する場合の可燃ごみと不燃ごみについては、事業者の占める割合が一般町民より多いということとそれぞれ修正し、周知期間を考慮して施行月日を10月1日とし、更に審査意見を付けて報告することに決定しました。



上富良野町手数料条例の一部を改正する条例

手数料徴収する事項・種類			改正前	改正案	修正後
(1) 処理手数料 (町が収集、運搬、 処理する場合)	可燃ごみ	容量45ℓ 1袋につき	90円	140円	105円
		容量30ℓ 1袋につき	60円	90円	70円
	不燃ごみ	容量45ℓ 1袋につき	90円	140円	105円
		容量30ℓ 1袋につき	60円	90円	70円
	粗大ごみ	規則で定める品目の区分ごとに、1個につき	300円	450円	500円
			600円	900円	700円
900円			1,350円	1,050円	
(2) 処理手数料 (排出者が処理施設に直接搬入し、町が処理する場合)	可燃ごみ	重量10kgにつき (10kg未満の端数は10kgとみなす)	120円	180円	200円
	不燃ごみ	重量10kgにつき (10kg未満の端数は10kgとみなす)	120円	180円	200円

国民健康保険税 (介護分) 改正内容

	現行税率・額	改正税率・額
所得割	1.00%	1.35%
資産割	7.80%	据え置き
均等割 (1人)	7,200円	8,600円
平等割 (1世帯)	4,800円	5,400円
賦課限度額	80,000円	90,000円



国民健康保険税 (介護分) を改正

「国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を原案のとおり可決しました。
介護納付金については、国の負担金、補助金と介護2号保険者(40歳、64歳)の国民健康保険税で賄うこととなっており、現行税率では、平成18年度介護納付負担金の納付に必要な財源の不足が生じるため改正するものです。
議決にあたっては、増額改定の是非、今後の介護保険制度の問題点などについて、質疑を行った後、起立採決の結果、賛成多数で可決しました。

人事案件

給料表を見直し地域給を導入

(平均4.8%引き下げ改定)

「上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を原案のとおり可決しました。平成17年の人事院勧告により国家公務員の給与構造を改革するための関係法律の改正が行われ、本町もそれに準じて所要の改正を行うもので、地域別の官民格差により給料表の水準を全体として平均4.8%引下げるものです。

町内日当千円を廃止

「上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」を原案のとおり可決しました。町内で開催される会議に議員、町の行政機関・付属機関の委員が出席した場合、町内日当千円を支給していたが、これを廃止するものです。

東中へき地保育所を廃止

「上富良野町立へき地保育所条例を廃止する条例」を原案のとおり可決しました。平成18年3月31日をもって、東中へき地保育所を閉所することから廃止するものです。

監査委員

高口勤氏の選任を同意

監査委員に高口勤氏を選任することに同意しました。これは、同氏の任期が平成18年3月31日で満了となるため、町長から再任の同意を求められたものです。本町の監査委員は、行政・財務に専門的識見を有する方と、議会議員から選任される方の2人で構成されています。

同氏は平成14年4月より代表監査委員に就任されております。



人権擁護委員

佐々木幸子氏を適任と答申

人権擁護委員に佐々木幸子氏を適任と答申しました。これは、人権擁護委員3名のうち、同氏の任期が平成18年7月31日で満了となるため、町長から諮問されたものです。人権擁護委員は、住民の中から広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある方を議会の意見を聞いて町長が法務大臣に推薦することとなっております。

同氏は平成6年8月より人権擁護委員に就任されております。



国民保護法に基づく関係2条例を制定

「上富良野町国民保護協議会条例」、「上富良野町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」を原案のとおり可決しました。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条では、市町村国民保護協議会を設置すること及び協議会は「市町村国民保護計画」等国民保護のための措置に関する審議を役割とすることが、また第40条では、市町村国民保護協議会の運営に関する事項は、市町村条例で定めることが規定されている。また第27条では市町村国民保護対策本部、第181条では緊急対処事態対策本部が規定されており、第31条では、本部組織等については市町村条例で定めることになっていることにより制定するものです。議決にあたっては、討論を行った後、起立採決の結果、賛成多数で可決しました。

反対

国民保護法の名のもとに、地方自治体にも参加を呼びかけ、責任を負わせ町民を管理し、動員していくという内容であり、絶対許されるものではない。地方自治体は、計画を作るうえにも架空の計画にならざるを得ない。地方自治体の意見というよりは、国が定めた指針に基づいて結局、国の方向に計画を作らざるを得ないという状況になる。その中でも問題なのは町民がそれに関わって、建物を強制撤去という形のなかで徴用されるという事になった場合に、それを拒否することも出来ないという大きな問題点が残っており、反対する。

討論

上富良野町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例は、法に規定されていない運営内容についてのみ本条例で定めるものである。国民保護法や事態対処法で想定されている武力攻撃事態については、あつてはならないものと考えるが、発生を抑止するためのあらゆる努力を外交や国防の面だけではなく、国民の意思として持ち続ける事が必要である。しかし、不慮の事態に対しては、国民の生命財産を守る主旨から、然るべき準備を怠るべきではないと考え、賛成する。

賛成

2意見書を関係省庁に提出しました

旭川地方法務局富良野出張所の統廃合に反対する意見書
平成18年度予算等における森林・林業・木材産業施策の確立を求める意見書

Q、男女共同参画基本計画の策定を

A、行動が伴う計画にするには 町民の意識醸成や合意形成が重要



女性の集い

4点を柱とした男女共同参画基本計画の策定を

質問 男女の人権尊重の推進。社会通念や習慣、制度等における男女の不平等感は依然として根強く、実質上の男女平等を実現する上で妨げとなっている。社会の習慣や人々の意識改善のため、男女共同参画の啓発や男女平等の視点にたった教育の推進、男女の人権についての周知徹底を。

政策・方針決定過程への 男女の対等な立場での参画また、審議会等クォーター制で取り組み多様な意見の反映を。

職場・地域・家庭等あらゆる場で、バランスの取れた多様なライフスタイルを可能にするため、子育てや介護等の支援体制の充実、安心して暮らせる環境の整備を。

高齢男性には仕事を優先したことによる家庭生活での経験不足、女性には経済的基盤の弱さといった問題があるが、生涯にわたる男

女の健康支援等を。

以上4点を柱とした男女共同参画の基本計画の策定をするには、町民の意識醸成や合意形成が大変重要な視点と考える。審議会等への女性の登用は20%を目標に推進を図っている。基本計画のあり方は、今後制定に向けた自治基本条例の中で、住民参画のあり方も踏まえ検討していきたい。

町長 行動が伴う計画にするには、町民の意識醸成や合意形成が大変重要な視点と考える。審議会等への女性の登用は20%を目標に推進を図っている。基本計画のあり方は、今後制定に向けた自治基本条例の中で、住民参画のあり方も踏まえ検討していきたい。

補助金の評価制度の創設を 庁内では行財政改革として補助金の整理合理化に取り組んでいるが、団体への補助金評価制度の創設を早急にと考えるが。

町長 17年度全ての補助金の現状分析と評価を行い、交付基準等、従来の指針の見直しを図り、5月に補助金等整理合理化指針を改定した。その新指針に基づき所管課で評価を加え、今後の方針を定め取り組みを進めている。評価制度導入は効果的な手法の一つとは思いますが、当面は新指針に基づ

き整理合理化に努めたい。

再質問 2年前にも質問したが、まだ評価制度ができてない。例えば点数制で、公益性・独自の努力・工夫等50点満点であれば、現行どおり、45点であれば5%減とすればわかりやすく、公平性が保たれるのでは。

町長 行政評価システムを作り上げ、18年度から軌道に乗せていく中で、より一層の評価を重ね進めたい。中央保育所の今後は

質問 16年度から指定管理者制度により、西保育所を高田幼稚園に移行しているが、中央保育所の今後についてはどのようにお考えか。

町長 核家族化・女性の社会進出等による保育幼児の低年齢化、保育時間の延長等多様化するニーズへの対応を図っている。特に、中央保育所では一般的な保育需要のほか、障害等をもつた乳幼児の保育に積極的に関わっており、今後の保育環境や行政機能等総体的に検討を加え、将来の民営化



村上 議員

の実現についても検討する。幼保一元化の考えは

質問 現在の制度では幼稚園が保育所と同様の機能を担うことになっていないが、預かり保育もしており、既存の施設を活用することは保育ニーズの対応、子育て支援の面から非常に重要。今後は幼保一元化等町としての考えは

教育長 平成16年策定の次世代育成支援行動計画の中で、幼保一元化への検討を位置付けている。また、民間幼稚園の意向も一元化に向けて柔軟であり、今後、国の動向を見極め研究を進めていきたい。

質問 町民全体が対象となるウォーキングイベントを考えた。

教育長 イベントの必要性は感じるが、継続している町民歩こう会等あり、新たなイベントの健康に関する動機づけ、継続性等、今後協議を重ね研究する。



新しくなった住居番号・街区符号表示板



Q、住居表示の要更新数は1千354戸

再交付500戸で残り854戸の措置は

A、住民のご理解と町内会長のご協力をいただき
全戸が住居表示板を設置するよう取り進める

住居番号・街区符号表示板の整備状況について

質問 昭和56年度に住居表示に関する条例等を制定し、市街区域の住居表示は整然と整備され、町内外から判りやすい町として好評であった。その後20数年が経過して、表示板が「紛失・破損・損耗」が多数あるので、その措置について平成15年12月定例会で質したところ、町長は平成16年度に実態調査を行うと答弁された。また、平成17年度執行方針では「実態調査の結果、約50%の表示板が破損等しているのを確認したので、本年度に新規交付と併せて整備をしていく」と示されたが、その整備状況を伺う。

平成17年9月から10月に実施した整備状況を住居番号、街区符号別に明らかに。今後の整備計画について

町長 平成16年度に担当職員により全戸調査を実施した結果、住居番号表示戸数2千887戸で、このうち汚損、文字消滅、紛失により

更新が必要な戸数は1千354戸であった。このため、住居表示が実施されている67の町内会長に更新希望の取りまとめの協力をお願いし、提出をいただいたところ59町内会500戸の方から再交付申請があり、再交付をした。なお、更新が必要と思われる方については、制度の趣旨を理解し表示いただけるよう今後も周知を図っていく。

街区符号表示板は、鉄道西側地区を実施し、90街区数で電柱124か所、街路灯24か所、住宅等78か所の合計212か所について更新設置し、西側については全て完了した。

鉄道東側地区の街区符号表示板については、201街区数の予定で、電柱295か所、街路灯62か所、住宅等24か所合計601か所の更新を平成18年度で実施するよう予算計上をしている。

再質問 住居表示板の更新を要する戸数が1千354戸で再交付申請は500戸との答弁



中村 議員

であるが、交付更新率は37%である。残り854戸は更新が必要と実態調査で判断したのであれば、「無料で再交付する」ということを含め、積極的な周知を図り、住居表示板の歯抜け状態をなくし、街並みの街区符号表示板と共に、家並みの住居表示板が整然となるよう、その対策をすべきと考えるが。

町長 854戸残っている数値については、住民のご理解と町内会長のご協力をいただき、今後もこの対応についてより促進して全戸が住居表示板を設置するよう取り進める。

上富良野町会議の公開及び運営の実施状況と今後の方針について

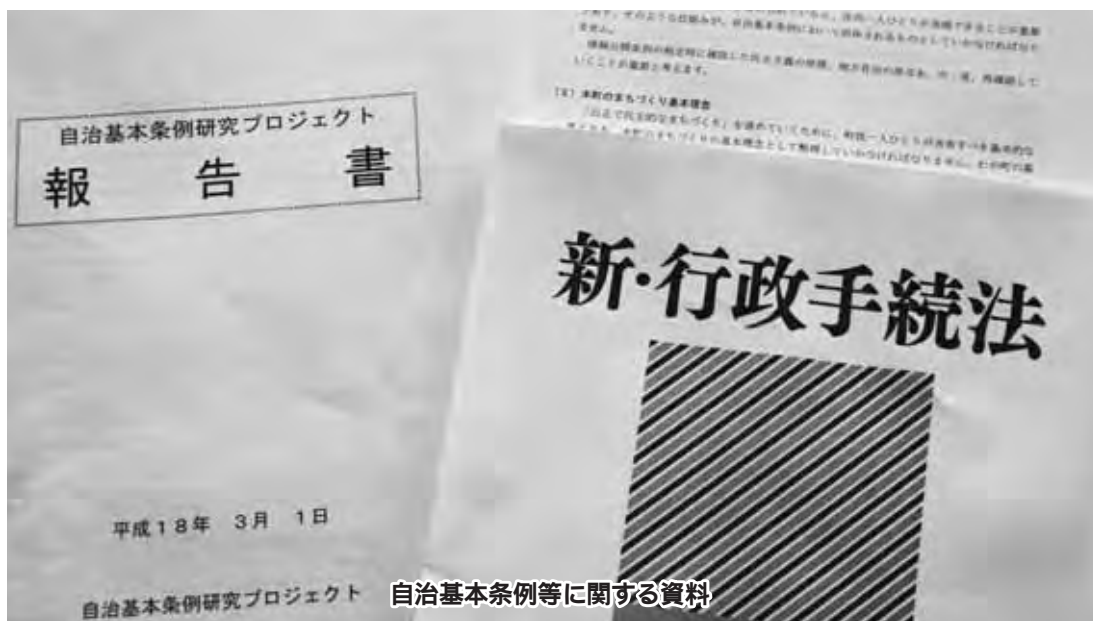
質問 町情報公開条例制定と共に、開かれた町政推進を図ることを目的に、「町会議公開及び運営に関する規程」があるが、この規程による、会議開催の周知書、「会議の記録書の写し」等が町民ホールに提示、保存され、コーナーに提示、保存されていない状況にあるが、その実施状況と今後の方針及び、対策を伺う。また、町民と情報共有との考えから、会議公開の周知、パブリックコメント制度の活用との意欲は理解するが、十分な成果をあげていないことから、周知方法等を含め再検討すべきでは。

町長 町の附属機関等が開催する会議は、公開を基本として規程に基づいた取り扱いを適正に行うよう全課に指示してきたが、指摘を受けた取り扱いの不備があったとの報告を受けた。

この不適切な取り扱いの実態については、誠に遺憾であり、助役をはじめ各課長など職員に対して制度の趣旨を踏まえて適切に対応するよう指導、徹底を図っていく。今後については、「共に創るまち」を支える原則として、情報共有を住民参画により一層推進し、制度の検証・改善に組織をあげて取り組んでいきたい。

Q、住民との情報共有の住民自治条例の制定は

A、平成19年制定、20年運用を開始する



住民自治条例制定について
質問 自立で赤字再建団体に指定された場合は、公共料金の値上げにとどまらず、行政サービスの低下・制限等、町民には大変な覚悟がいることを説明していない。情報共有のための住民自治条例の制定についてお聞きする。

町長 平成19年度中に条例化し、20年度から運用する。
再質問 合併した場合は基礎自治体となって2千あまりの権限と10あまりの事業をしっかりと受け取ることができ、また、首長・議会等々が整理され、経費が浮くが、長と議会がなくなつたあと、本来なら、自治条例で勉強していかねければならないが、平成20年までで済まないのであれば、この住民自治についてどのようにお考えか。

町長 既に住民自治の重要性を掲げ、第4次総合計画の中で4つの柱の一つとして位置付けしている。住民自治条例がないから住民自治の推進をしていないということにはならない。

行政手続について
質問 国は厳格な破たん法により、小規模自治体を基礎自治体に再建・再編し、より交付税を削減する。道は合併推進構想を進める。さらに総務省によると、平成20年に地方自治体の基金はゼロになるとあり、基金ゼロ後のわが町はどうなるのか。行政手続的に根本が違っているのではないか、お聞きしたい。

町長 町長・議員は町民の負託に答える責務がある。私はその自覚と責任のもとに行政手続に誤りのないよう責務を果たす。

「破たん法制」について
質問 財政難に陥つた市町村自治体に対し民間企業と同じ厳格な赤字再建団体認定基準となる「破たん法制」が今国会で立法化される。報道では、その自治体は首長、管理職、議員、住民に対して債務を返済させるとあるが、承知されているか。

町長 赤字再建団体は20%を超える赤字が出たときとなり、わが町では8億円の赤字が出たときと認識している。

再質問 現行法の赤字再建団体の認定基準では8億円であるが、国は小規模自治体を再建・再編するため、より厳しい「破たん法」を制定する。また、報道によると「地方交付税の抑制」ということで6月でまとめるとあるが、国が実施する厳しい「破たん法制」・激減する地方交付税、道の合併推進構想、この3点セットに対して町長は町をどのように導くのか。

町長 赤字再建団体にならないように努力し、自主自立の道を歩む、また、私は一般企業の破たんと同じに地方自治の実態からして、この法制化は、されるとは思わない。

再々質問 自立でいけば赤字団体、では、合併かという、今となつては何のメリットがあるのか。あの有



梨澤 議員

利な条件で合併したところでも、3名の首長の方が、自殺をしている。それほどこの問題は深刻である。これから合併しても小規模自治体を有利にということにはならない。期待のできない合併に行くことはないのか、お聞きしたい。

町長 合併の最終決断をするのは住民であり、私が決めるのではない。

住居番号表示について
質問 町内の住居表示番号を見ると、例えば南町1-2-3が一般的であるが、それが南町1-1234-5という番号が見られる。この整備についてお聞きしたい。

町長 昭和56年度に条例・規則が制定され、それぞれの地域を整備してきたが、現在市街地に未実施、未整備地区が35カ所残っており、今後、住宅の密集状況、道路の整備等の条件を整えば、逐次整備していきたい。



雪どけを待つ田園風景

Q、農業を続けたい農業者には可能な限りの支援を

A、意欲を持って営農に取り組めるよう支援をしていきたい

農業を続けたい農業者には可能な限りの支援を

質問 国は品目横断的経営安定対策で安定した経営が確保できるとしているが町長の見解は。また、品目横断的経営安定対策の問題点を明らかにして、関係機関に改善策を要請すべきでは

町長 収入の変動の影響を緩和する対策により、ある程度所得は確保されるものと考えているが、大変厳しいものがあると思う。意欲を持って営農に取り組めるように、関係機関にも対策を要請し、町においても支援していきたい。

再質問 認定農業者である無しにかかわらず、営農を続けたい農業者には、町としても可能な限りの支援対策をとるべきだと考えますが、町長の考えは。

町長 認定を受けられなかった農業者に対する施策、認定を受けた農業者に対する対応、これらの中で大きな課題だと考えている。現在定めている農業振興計

画に基づく対応について、JAと連携をとりながら、施策の展開を進めていきたい。また、国の施策の不備な点については農業団体とともに国に対して、是正を働きかけたいと考えています。

町独自の障害者福祉サービス利用料の負担軽減策を早急に

質問 障害者自立支援法の改定で、福祉サービスの利用者負担は一割負担となり、町独自の軽減策についての検討をすべきでは。

町長 自立支援の対象者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童デイサービス利用者に加え、総数92人で、支援費決定者は、居宅64人、施設40人となっている。改正法施行で原則1割負担となっているが、所得に応じた軽減策もあると聞いているので、現段階では軽減策を考えていない。

医療廃棄物処理施設の情報開示は積極的に
質問 今後も関係住民に、



米沢 議員

放射線管理センターの医療廃棄物処理にかかわる情報の説明を、町としても求めて行くべきでは。

町長 今後も株式会社放射線管理センターに対し、焼却にかかわる情報の提供を、関係住民に行うよう努めて行きたいと考える。

通勤・通学時におけるJR列車の増便を

質問 通勤・通学時における列車の増便を求める声があるが、今後の対応は。

町長 旭川・富良野間の増便や美瑛止まり便の延長運行など6市町村での要望を行なったが、現状では難しいとの回答であった。しかし今後とも列車の増便については要望活動を行なっていきたい。

育児疲れの解消・急病などに伴う一時保育の制度化を

質問 育児疲れの解消・急病などに対応できる一時保育の実施について制度化されていないが、今後の対応は。

町長 育児疲れの解消・急病や入院に伴う一時保育については、可能な限り対応している所であるが、制度化については今後取り組んでまいりたい。

再質問 一時保育の制度化を、いつまでに完全実施するのか明確にすべきでは。

町長 今現在、施設等狭小の問題もあり、十分に対応できないところがあるが、平成21年の前期中に対処して行きたい。

上富良野小学校の改築計画を早急に

質問 上富良野小学校の整備計画について、今後どのように対処されるのか伺いたい。

教育長 18年度においては、調査結果に基づいて、大規模改修をすべきか、全面改築をすべきかを関係機関の意見を十分聞きながら、その方向性を見出した中で、平成21年度以降の第5次総合計画のできるだけ早い時点で、位置づけられるように努力をして行きたい。

Q、ますます人口が減少していくなか、町の自主自立は可能か

A、行政の力量が試されていると自覚し
自立に向けた町づくりを行う



日の出公園からのぞむ町並み

維持発展できるまちづくりについて

質問 上富良野町が今後とも維持発展を図るためには多くの課題があり、特に人口規模は重要な要素である。今後ますます人口が減少していく可能性があり、このような状況が続いて、果して町の自主自立は可能なのか。

町長 当町においても人口減少問題や産業構造の変化、町の財源削減など過去に経験のない諸問題があり、加えて駐屯地の縮小が進められようとしており、町の根幹を揺るがす大変困難な問題である。このような懸念材料が、現実のものとなる状況にあり、町の目指す将来像は第4次総合計画にまとめ上げているが、特に掲げている三本柱を揺るがす大問題と受け止めている。当面は大きな誤算とならないように配慮し、財政的に縮小均衡路線の時期と認識し、また、行政の力量が試されていると自覚し、自立

に向けた町づくりを進めた

再質問 町の将来像が第4次総合計画に示されているが、その実現は非常に難しいと危機感を持つ。特に人口減少が及ぼすダメージは厳しく、このような状況が続くと、町の自主自立はかくなり難しいと思われ、人口減少をさせない対策としては何よりも町民に働く場所を確保することにつきると思うが、この点に対する対策は。

町長 日本の景気も回復に向かっている中、北海道への企業進出も出てきており、こういった部分も含め、また、今後町の組織機構改革の中で、企業誘致の部署等についても十分検討したい。外からの定住についても町へ照会があり、今後農地転用等の問題についても人口減少の歯止め策として検討を進めたい。

質問 観光は町を支える重要整備を



向山 議員

要な産業であり、その中でも十勝岳温泉地区の活性化は特に重要と思われる。そのため、冬場でも誰もが安心して通行できる道路整備を早急に図るべきでは。

町長 17年度上期のわが町の観光客の入り込み数は27%ほど増加したが、十勝岳地区は4.5%の大幅な減少となり、これには道路環境にも要因があるかというような気がする。道々吹上線の改良については、毎年北海道へ要望しているが、財政的に難しいということで、採択が難しく、粘り強く要望展開を進めていきたい。

再質問 十勝岳温泉地区の将来性を考えると、上富良野町としても、吹上道路は早急に整備を図るべき課題であり、町をあげて運動を展開すべきでは。

町長 現在改良工事が下の方から進められているので、今後急カーブの改修等々を粘り強く北海道に働きかけていきたいので、皆さんの力もお借りしたい。

日の出公園は観光目的から町民公園として位置付けるべきでは

質問 現在町内にはいくつもの民間による観光ポイントの整備が図られている中、今後日の出公園を観光目的と都市公園目的としての両立させることは難しいと思われ、観光拠点の整備は民間に委ね、日の出公園は町民公園として位置付けるべきでは。

町長 日の出公園は町民憩いの場としての都市公園とラベンダー観光の拠点としての二つの要素をもっている。しかし基本は都市公園であり、既に都市公園としての整備もほぼ終えており、今後は都市公園として管理運営をしていき、観光目的としての整備はしない。ただ、その中で、観光への波及効果として維持できるものがあれば、対応していきたい。

議会運営委員会報告

平成18年1月25日から27日まで、「議員定数と報酬」と「委員会運営のあり方」について、先進町村の十勝管内芽室町と釧路管内白糠町の両議会を視察調査しました。

芽室町議会

(1) 議員定数と報酬について

芽室町議会の議員定数は、法定数22人に対して18人である。平成16年には帯広市、芽室町、中札内村の1市1町1村で結成していた合併任意協議会から離脱し、自主自立を宣言した事により、議員の定数及び報酬について、平成16年8月に議長から議会運営委員会に諮問があり、議会として協議し結論を出す事を全員で確認した。

委員と町民から意見を聴取し、議会費の予算を削減していくことを確認し、最終的に「議員定数については現状の18人、議員報酬と期末手当の総額から20%程度削減する。(平成17・18年度時限)」という内容の答申を行った。

(2) 委員会運営のあり方について

芽室町議会の委員会等は、総務常任委員会、厚生常任委員会及び経済常任委員会の3常任委員会と議会運営委員会、議会広報も担当等が設置されている。

(3) その他

・平成13年10月より、本会議・予算・決算特別委員会をインターネットにより議会生中継を実施し、庁舎内の職員の机上のパソコン、町内4ヶ所の公共施設(役場、病院等)で見られるようにしている。・「議会だより」



(年4回)のほかに「議会議まめ通信」を毎月発行するとともに、「町民周知用掲示板」により住民に情報を提供している。

白糠町議会

(1) 議員定数と報酬について

白糠町議会の議員定数は、法定数22人に対して18人である。平成14年に住民発議による合併協議会が発足し釧路市を含む6市町村による合併を検討して来たが、平成17年1月に合併の意思を問う住民投票を実施した結果、合併反対が多数を占め自主自立の道を選択したことを真摯に受け止め、分権型社会に向けた新しい時代にふさわしい議会として、本来の行政監督機能を果たす必要性から適正定数や民意を反映するための必要定数等を考慮し、行政改革の一環として総合的な視野に立った調査をし、平成17年3月定例会において議員発議により議員報酬を現行から20%を減額し、更に12月定例会において行財政改革の推進や人口の減少と各自治体の実態等を検討の結果、次期選挙から現行の18人を13人とする条例改正を行った。

(2) 「委員会運営のあり方について」

白糠町議会の委員会等は、総務財政常任委員会、厚生文教常任委員会及び産業建設常任委員会の3常任委員会と議会運営委員会、広報調査特別委員会、企業誘致等に関わる特別委員会、行財政等に関わる特別委員会等が設置されている。

まとめ

(1) 議員定数と報酬について

両町議会とも議会の行財政改革に取り組んでおり、議員の定数と報酬について、芽室町では議会運営委員会、白糠町では全議員による特別委員会それぞれ審議されていた。両町とも特別職報酬等審議会は、

あくまでも町長、助役、収入役、教育長等の報酬を審議するもので、議員の報酬には及んでいなかった。共通していたことは、議会としてその役割と責任を果たすために広く住民の意見を反映させようとするれば一定の定数が必要であり、しかも責任の重さや議員活動に費やさなければならぬ時間等を考えると安易に報酬を削減することにより、現役世代の議会参加への意欲をそぐようにならなくてはならず、相当の議論がなされたうえで結論を得ていた。本町議会としても、議員間はもとより広く住民と議会が意見交換を行い、将来を見極めた中で本場に住民が求める議会とはどのようなものか十分議論を重ね、しかも迅速に議会として「議員定数と報酬について」の方向性を住民に示すべきと思われる。

この度の視察調査を通じ現下の我が町の財政状況さらには他市町村議会の動向等を総合的に判断しながら、本町議会としてはいずれにしても削減を視野に入れた検討を行うべき時と考える。

(2) 委員会運営のあり方について

両町議会とも議会議員定数は18名で、3つの常任委員会を構成し所管事項も概ね同じである。芽室町議会は、定例会前の議員協議会は原則的に開催していない。また、各常任委員会は定例会前だけでなく、閉会中も所管事務調査を行うとともに、出前委員会を開催して積極的に地域住民の中に入って意見交換を行っており、本議会もこのような取り組みを行うべきと感じた。

白糠町議会の常任委員会の運営は、重要案件の早期提案、所管委員会への付託という一定のルールが敷かれて、その中で十分な審議時間が確保されており、本町議会も今後はそのような方向性で、議会と理事者として検討すべき課題であると考えられる。また、議員協議会のあり方についても、本町の定例会前の常態化した進め方は、本会議の審議の形骸化の恐れがあると思慮されるので、早急に検討すべき課題であると思われる。

これからどうする？

No.3

消 防



今回の「これからどうする？」
3は近年高齢化が進み益々重要となる救急、また活火山十勝岳を持つ上富良野町の防災面からも必要となる、町民の皆さんの生命・身体と財産を守る消防署について、その役割と今後について、取り上げてみました。

消防の業務

消防のイメージとしては、一般に火災と交通事故等で出動する姿が思い出されます。日常の仕事は重要で「備えあれば憂いなし」の体制で日々活動しています。消防の仕事は次の大きく3つに分けられます。

予防業務として、火災予防のための消火栓、防火水槽の保守点検、企業の火災予防査察、職員による独居老人宅の防火査察、消防団員による郡部の巡回予防査察。

警防業務として、火災発生時の消火活動および延焼防止。風水害、天災時の避難誘導、逃げ遅れの救助活動。

救急、救助活動として、現在15人の救急救命士による急病、交通事故、一般事故、労災等また、入院患者の転院搬送。

以上の3本柱で日常の消防業務を行っています。

消防の施設・設備

上川南部消防事務組合として、上富良野に、消防本部、北消防署、消防団第1分団、第2分団、第3分団庁舎。中富良野に南消防署、消防団

第1・3分団、第2分団庁舎を設置している。

通信施設はそれぞれの消防署で119番回線、一般回線と両消防署で無線を共有し、それぞれの町から緊急通報システム、防災行政無線、計測震度計を設置して、上富良野は泥流監視システムも設置されている。

消防車両は北消防署に水槽車、大型水槽車、電源照明車、人員輸送車、指令車、広報車、連絡車、雪上車を各1台。救急車は高規格救急車と普通救急車を各1台、上富良野消防団にポンプ車を2台、水槽車を1台保有し、南消防署に水槽車、大型水槽車、高規格救急車、人員輸送車、指令車、連絡車を各1台、中富良野消防団にポンプ車を3台保有している。

個人住宅の防火対策として平成18年から住宅新築時に火災報知器の設置が義務付けられます。既存の住宅においても平成23年までに設置が義務化されます。

緊急通報システム

年々高齢化する社会情勢の中、独居老人、障害者世帯を含む高齢者世帯が増加しており、こうした世帯の緊急事態発生の際に即座に対応するために構築されているシステムで

す。町内では260世帯に設置されており、火災感知器、ガス漏れ感知器、ペンダント型緊急発信装置などが備え付けられています。これらの設置は自由に付けられるのではなく、町の保健福祉課が窓口となってそれぞれの世帯の状況を判断して決定されます。設置は消防署が行い、設置後は署でこのシステムを管理し緊急時に対応することとしています。

表1 システムの設置状況

		上富良野町	中富良野町
事業開始	システム運用開始	平成4年12月15日	平成2年6月1日
利用者の範囲及び利用者人数	独居老人世帯	135世帯	129世帯
	老人世帯	66世帯	35世帯
	身体障害者世帯	10世帯	6世帯
	その他の世帯	49世帯	—
合計		260世帯	170世帯



12時間に及んだ消火活動

昨年の火災記録は北消防署管轄では建物火災が3件、林野火災が1件、南消防署管轄では建物火災が5件と合計9件の火災がありました。火災による損害見積もり金額は平成17年で、2千149万円にも及びます。過去3年間の火災状況は年々減少傾向にありますが、近年記憶に新しいのは平成11年8月14日の国民宿舎カミホ口荘の全焼火災です。お盆で満室の状況であり、従業員をあわせると、100人以上の人たちがいたにもかかわらず一人の死者も出さなかったことは日ごろの避難誘導訓練のたまものです。

火災統計

救助・救急統計

消防署の業務の中で近年一番重要な業務となっているのが、救急車による患者の搬送です。表2のとおり搬送人数、出勤回数は年々増加傾向にあり、内訳は急病による出勤がその約50%を占めていて、その中でも老人の搬送が半数を占めています。

表2 過去5年間の救急出動状況 (単位:件数)

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
北署(上富分)	419	437	457	440	439
南署(中富分)	165	169	179	211	203
出動件数合計	584	606	636	651	642

表3 平成18年度上川南部消防事務組合予算 (単位:千円)

	議会費	総務費	消防費	公債費	予備費	合計
北署(上富分)	-	-	278,684	3,374	-	282,058
南署(中富分)	-	-	163,773	0	-	163,773
共通経費	224	48,829	-	-	1,000	50,053
合計	224	48,829	442,457	3,374	1,000	495,884

消防署の予算は北署、南署でそれぞれの町から出す消防費の他に共通経費として議会費、総務費があります。(表3)

消防予算

これからの消防

今後の消防署のあり方を考えると、次のことが課題としてあげられる。

町村合併と同様、広域再編成が課題となってくる。現在は運営のみを合同で行い、体制整備はそれぞれ町村ごとに図っているが、これからは運営体制、日常業務などすべてが一元化された中で展開することが望まれる。

(国は人口10万人で、広域化を指標している。)

国民保護法が制定され、警報伝達や避難住民の誘導など新たな消防職団員の役割が増えることが考えられる中、各自治体における消防体制のあり方も再検討されると思われる。「自分たちの地域は、自分たちで守る」ことが基本であるので、各家庭での防災体制の構築は必要不可欠となってくる。高齢化する社会環境の中、高防災体制は地域を通じてそれぞれの家庭でも自分たちが出来ることから進めていく必要が大きく求められる。

議会の“窓”



中富良野町議会議員会と 交流研修会を開催

1月31日に上富良野町議会議員会と中富良野町議会議員会の交流研修会を「広域行政について」をテーマに開催しました。初めに「自治のかたち」検討プロジェクト員（上富良野町野崎専門主幹・中富良野町牛島主幹）より中間報告の説明をいただき、その後2つのグループに分かれてそれぞれ、これからの自治体運営と広域行政のあり方など、両町における共通の課題や独自の課題について意見交換を行いました。

議会の動き

【2月】

- 1日 手数料条例特別委員会（1日目）
- 2日 厚生常任委員会
- 6日 手数料条例特別委員会（2日目）
- 8日 議会運営委員会
- 9日 産業建設常任委員会
- 10日 厚生常任委員会
- 13日 厚生常任委員会
- 17日 総務文教常任委員会
- 17日 富良野地区広域申内草地組合議会
- 21日 富良野地区環境衛生組合議会
- 23日 議員協議会
- 23日 議会運営委員会

【3月】

- 2日 第1回定例会（1日目）
- 3日 第1回定例会（2日目）
- 3日 議会運営委員会
- 6日 議会広報特別委員会
- 10日 第1回定例会（3日目）
- 13日 予算特別委員会（1日目）
- 14日 予算特別委員会（2日目）
- 15日 予算特別委員会（3日目）
- 16日 予算特別委員会（4日目）
- 17日 第1回定例会（4日目）
- 22日 上川南部消防事務組合議会

【4月】

- 4日 議会広報特別委員会
- 12日 議会広報特別委員会
- 17日 議員協議会

つばき

◆わが町の平成18年度各会計予算が議決され、いよいよ新しい年度のスタートですが、70億円を割り込んだ厳しい財政運営です。◆新年度が始まりました。新園児・新児童達の純粋な瞳がとても印象的です。貴重な財源もこの上富良野の未来の宝である子ども達に役立つように使われて欲しいものです。

◆北国にも遅い春の訪れです。先日、道端でフキノトウを見つけ、雪の下で春を待つ辛抱強さを感じました。

「夜明け前が一番暗い」しかし「止まない雨は無い」。今が一番厳しい時かもしれません。冬は厳しさを乗り越え、新しい春を迎える草木達に負けないように私達もこの厳しい現状を乗り越えていくように頑張りましょう。

（金子 記）



- 委員長 米沢義英
- 副委員長 岩田浩志
- 委員 西村昭教
- 村上和子
- 金子益三
- 渡部洋己

議会の傍聴は自由です！

当日、受付で名前などを書くだけです。

発行/上富良野町議会 印刷/㈱上富印刷
 〒071-0596 北海道空知郡上富良野町大町二二二
 電話(0167)499111 傳真(0167)499111